

報告第1号

石垣市職員倫理条例の運用状況報告について

石垣市職員倫理条例（平成20年石垣市条例第26号）第16条の規定により、同条例運用状況を石垣市職員倫理審査会の意見を添えて別紙のとおり報告する。

令和8年2月27日提出

石垣市長 中山 義 隆

石垣市職員倫理条例運用状況報告

この条例は、職員の職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。
職員倫理に関する運用状況について報告いたします。

【期間：令和7年2月1日～令和8年1月31日】

1. 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

(1) 令和7年4月15日・・・P1

職員の「身だしなみ」について（通知）

(2) 令和7年4月28日・・・P3

職員の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(3) 令和7年6月10日・・・P4

職員の市民駐車場の適正利用について（通知）

(4) 令和7年12月16日・・・P5

職員の年末年始における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(5) 令和8年1月22日・・・P9

職員の市民駐車場の適正利用について（通知）

(6) 利害関係者との禁止行為の例外に関する届出・・・P10

理解関係者との禁止行為の例外に関する届出状況

以上、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図っており、通知においては、倫理条例の概要と届出事項について周知を図っております。

2. 石垣市職員倫理審査会

令和8年2月18日（水）午後3時半 ・ 会議室6

石垣市職員倫理審査会 意見書

石垣市職員倫理条例第13条の規定に基づき、倫理条例に関する運用状況について慎重に審査を行いました。結果は次のとおりです。

〔審査会〕 日時 令和8年2月18日（水） 午後3時半
場所 石垣市役所 会議室6

1. 審査結果

石垣市職員倫理条例では、職員が遵守すべき職務にかかる倫理原則及び責務などが規定されており、職員倫理の確立に向けて施策がなされている。

石垣市職員倫理条例の運用状況については、職員への周知が図られており、条例及び規則に沿って概ね適切な運用がなされているものと認める。

2. 審査会意見

職員の倫理規範に基づき、公正・公平な職務執行の確保を図ることが条例制定の趣旨である。そのためにも、条例、規則に基づいた報告等を行い、引き続き倫理意識を高めるため、次のことに取り組むよう要望する。

- ① 職員は、一人ひとりが市民から負託を受けた公務員であることを自覚し、公務内外を問わず、全体の奉仕者として高い倫理観を保持するとともに、それぞれが意識を高く持ち自己研鑽に励み、責任ある行動を取ること。
- ② 職員は、公務を担う者として、服装及び身だしなみを整え、責任と誠意ある市民対応に務めること。また、決められたルールを遵守し、市民から疑念を抱かれるような行動は厳に慎むこと。
- ③ 個人情報の取扱いについては、関係法令等を遵守し、事故防止等、適正な管理を図ること。また、研修等をとおして職員個々の意識改革を図ること。
- ④ 職員の服務規律の確保等については、引き続き周知の工夫を図り徹底すること。

令和8年2月18日

石垣市職員倫理審査会

会長 大田 守 宣

委員 森 永 用 朗

委員 川 平 孝 子